

執筆者:

E-mail✉ [村田 知信](mailto:chikuda@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [Jirapong Sriwat](mailto:jirapong@nishimura-asahi.com)E-mail✉ [山田 智裕](mailto:yamada@nishimura-asahi.com)

1 Non-Fungible Tokens の概要

近年、ブロックチェーン上で発行されるデジタルトークンの一種である Non-Fungible Tokens (以下「NFT」という。)の取引が世界的に注目を浴びている。

NFT は、固有の ID を有したデジタルトークンであるが、ブロックチェーンを利用することにより、コピーや改ざんを困難にして非代替性を確保し、NFT の売買等の取引をブロックチェーン上に記録することが可能となる。従前は、デジタルデータはコピーが容易でありコピーされたデータと原データを見分けることが困難である(非代替性が存在しない)ため、非代替性を有する原本が高値で取引される紙に書かれた絵画のように、データ自体を取引の対象として収益を上げることは難しかった。NFT は、このような本来非代替性を有しないデジタルデータとブロックチェーン上のデジタルトークンを紐付けることでデジタルデータにブロックチェーン上での非代替性を付与し、当該デジタルデータをブロックチェーン上においてあたかも紙に書かれた絵画の原本のように扱い取引することを可能とする。

このような NFT の特徴である非代替性は、デジタルアート、トレーディングカード等の希少性そのものに価値が付きやすい業界と相性が良いこともあり、NFT の活用により各種業界において新たなビジネスチャンスが生まれることが期待されている¹。

もともと、このような NFT への期待とは裏腹に、現時点では、NFT に関する法制度が整備されているとは言い難い国が多く、東南アジア諸国も例外ではない。本ニューズレターでは、タイの状況について簡単に紹介する。

2 タイにおける金融関連法規制

タイでは、「Emergency Decree on Digital Asset Business 2018」(以下「Emergency Decree」という。)がデジタル資産事業に関する法規制を定めている。Emergency Decree 上規制されるデジタル資産とは、暗号通貨 (cryptocurrency) 及びデジタルトークン (digital token) を意味しており、暗号通貨及びデジタルトークンの定義は以下のとおりである。

¹ 近年、デジタルアート、ゲーム、スポーツ業界等において、NFT を活用したビジネスが注目されている。例えば、「NBA Top Shot」(National Basketball Association プレイヤーのプレー動画をテーマにしたトレーディングカードゲーム)は、NFT を用いるビジネスとして、大きな話題を集めている。NBA Top Shot は、通常のトレーディングカードと同様、カードパックという形でトレーディングカードが販売されるものの、カードパックに含まれているものは、紙の媒体に選手の写真が印刷された有体物ではなく、NFT に紐付けられたモーメントと呼ばれる選手のプレー動画である。また、NBA Top Shot では、ユーザーが取引希望のトレーディングカードがある場合、当該プラットフォーム内で他のユーザーと取引することができる機能が備わっており、ユーザー間における取引のハードルが通常のトレーディングカードに比べて低くなっている。このような NFT を用いた斬新さ及びユーザー間の取引のハードルの低さ等の各種要因から、NBA Top Shot はローンチからわずか 1 年未滿で 7 億ドルの売上げを上げており、また、人気度が高いモーメントについてはユーザー間で高額で取引されている。

- ・ 「暗号通貨」は、「商品、サービス、その他の権利を取得するための取引手段又はデジタル資産の取引手段として使用されることを目的として、電子システム又はネットワーク上作成された電子データユニット及び証券取引委員会により指定されたその他電子データユニット」と定義される。
- ・ 「デジタルトークン」は、「(1)プロジェクト又はビジネスへの投資に参加する人の権利を特定することを目的として、又は、(2)電子システム又はネットワーク上作成された電子データユニット又は証券取引委員会に指定されたその他の権利の電子データユニットに関して、発行者と保有者の間の契約に基づき、特定の商品、サービス、その他の権利を取得する者の権利を特定することを目的として、電子システム又はネットワーク上に作成される電子データユニット」と定義される。

上記定義及び前述した NFT の特徴から、タイでは、NFT は、デジタルデータに関する権利を示す「デジタルトークン」として扱われる可能性が高い。実際、2021 年 6 月 11 日、証券取引委員会は、NFT がデジタルトークンに該当するとの解釈を前提に、その取引を規制する「Notification of the Securities and Exchange Commission No. Kor Thor. 18/2564 Re: Rules, Conditions and Procedures for Undertaking Digital Asset Businesses (No. 11)」という通達(以下「本通達」という。)を発行及び施行した。具体的には、本通達は、デジタル資産取引所に対し、以下の特徴を含むデジタルトークンの取引を禁止している。

- ・ MEMEトークン: 明確な目的、実体、基礎的な価値を有さず、SNS のトレンドに基づいて価格が決まるもの。
- ・ ファントークン: SNS のインフルエンサーの評判・影響力がトークン化されたもの。
- ・ NFT: 対象物や特定の権利に対する所有権等の権利の付与を示すためのデジタル作成物。特徴として、非代替性があり、同一カテゴリー、同一種類のデジタル・トークンと同等の価値で取引できないもの。
- ・ ブロックチェーン取引に利用されるデジタルトークンで、デジタル資産取引所や関係者が発行するもの。

もっとも、本通達上、上記の取引禁止の規制は、タイで認可されたデジタル資産取引所に対して適用されるとされているため、タイ国外のデジタル資産取引所における取引に対する規制の有無及び内容は不明確である。また、その他にも、禁止される「取引」にデジタルトークンの発行も含まれるのか、上記規制の対象外とされている本通達の施行日において既に市場に存在するデジタルトークンに今後どのような規制が適用されるのか等、不明確な点も多く、今後の動向を注視する必要がある。

3 タイにおける著作権権利処理

タイでも、日本その他諸外国と同様に、画像、動画等のデジタルアートに紐付けた NFT を活用するビジネスを検討する場合、当該アートの作者が保有する著作権について適切に権利処理しておく必要がある。

タイの著作権法上、NFT を購入・保有したからといって、当該 NFT が紐付けられたアートを複製等する権利が自動的に付与されるわけではない。そのため、NFT ビジネスを展開する事業者において、NFT 購入・保有者が著作権者から適切に権利のライセンス等を受けられる仕組みを構築しないと、当該アートの著作権者が NFT を購入・保有した者によるアートの利用について著作権侵害を主張するような事態が発生し、当該ビジネスにとって大きなリスクとなり得るからである。

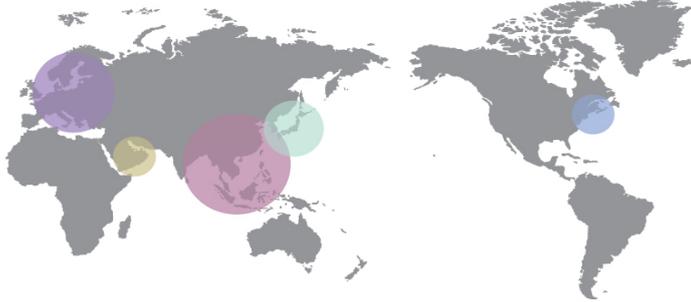
このような事態を防ぐための適切な権利処理スキームの構築・契約書の作成等は著作権実務に精通した弁護士でなければ難しいため、タイにおいてデジタルアート等に係る NFT ビジネスを検討する際には、上記Ⅱで述べた規制の観点だけでなく、著作権の観点からも弁護士から助言を受けることが望ましい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めているいただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

西村あさひ法律事務所では現在、
国内外に 18 の拠点を設けています。



ニューヨーク

Nishimura & Asahi NY LLP
Tel +1-212-830-1600
E-mail info_ny@nishimura.com

ニューヨーク事務所執行パートナー

山口勝之
ニューヨーク事務所副統括 清水恵
パートナー Stephen D. Bohrer
ニューヨーク事務所パートナー 辰巳郁
浦野祐介

東京

東京都千代田区大手町1-1-2 大手門タワー 〒100-8124
Tel 03-6250-6200 Tel 03-6250-7210 (弁護士法人西村あさひ法律事務所 主事務所)

名古屋

Tel 052-533-2590
社員 藤井宏樹

大阪

Tel 06-6366-3013
社員 井垣太介
廣田雄一郎
白杵弘宗
伴真範

福岡

Tel 092-717-7300
社員 尾崎恒康
高木謙吾
舞田靖子
中川佳宣

ドバイ

Tel +971-4-386-3456
E-mail info_dubai@nishimura.com
カウンセラー 森下真生

フランクフルト

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)69-870-077-620

デュッセルドルフ

Nishimura & Asahi Europe
Rechtsanwalts-gesellschaft mbH
Tel +49-(0)211-5403-9512

E-mail info_europe@eml.nishimura.com
共同代表 石川智也
Dominik Kruse

バンコク

Tel +66-2-126-9100
E-mail info_bangkok@nishimura.com
共同代表 Chavalit Uttasart
小原英志
Jirapong Sriwat

北京

Tel +86-10-8588-8600
E-mail info_beijing@nishimura.com
首席代表 中島あずさ
代表 志賀正帥

上海

Tel +86-21-5280-3700
E-mail info_shanghai@nishimura.com
首席代表 野村高志
代表 木下清太
東城聡

ジャカルタ*1

Walalangi & Partners
Tel +62-21-5080-8600
E-mail info@wplaws.com
執行パートナー Luky Walalangi
Rosetini & Partners Law Firm
Tel +62-21-2933-3617
E-mail info_jakarta@nishimura.com
パートナー 町田憲昭

シンガポール

Tel +65-6922-7670
E-mail info_singapore@nishimura.com
共同代表 山中政人
宇野伸太郎
パートナー 佐藤正孝
煎田勇二
Ikang Dharyanto

ご案内:シンガポール法法律事務所であるBayfront Law LLCとのNishimura & Asahi-Bayfront Law Allianceにより、シンガポール法を含んだリーガルサービスを提供しております。

Okada Law Firm(香港)*2

Tel +852-2336-8586
E-mail s.okada@nishimura.com
代表 岡田早織

ハノイ

Tel +84-24-3946-0870
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 平松哲

ホーチミン

Tel +84-28-3821-4432
E-mail info_vietnam@nishimura.com
代表 大矢和秀
Vu Le Bang
Ha Hoang Loc

台北

西村朝日台湾法律事務所
Tel +886-2-8729-7900
E-mail info_taipei@nishimura.com
共同代表 孫櫻倩
張勝傑

*1 提携事務所 *2 関連事務所

(2021年9月30日時点)